

2020年09月25日：令和2年議員全員協議会 名簿

廿日市市議員全員協議会会議記録

令和2年9月25日（金）

日程第1 （仮称）宮島訪問税について

出席議員（27名）

1番	隅田仁美	2番	北野久美
3番	山口三成	4番	大崎勇一
5番	枇杷木正伸	6番	新田茂美
7番	石塚宏信	8番	中島康二
9番	荻村文規	10番	広畑裕一郎
11番	林忠正	12番	田中憲次
13番	藤田俊雄	14番	山田武豊
15番	徳原光治	16番	井上佐智子
18番	大畑美紀	19番	高橋みさ子
20番	栗栖俊泰	21番	細田勝枝
22番	堀田憲幸	23番	角田俊司
24番	岡本敏博	25番	有田一彦
26番	小泉敏信	27番	仁井田和之
28番	佐々木雄三		

欠席議員（0名）

説明のため出席したもの（22名）

市長	松本太郎	副市長	堀野和則
副市長	原田忠明	教育長	奥典道
総務部長	藤井健二	経営企画部長	金谷善晴
宮島財源確保推進担当部長	加藤正行	自治振興部長	村田克己
環境産業部長	棚田久美子	環境担当部長	濱崎泰
建設部長	河崎勝也	都市建築担当部長	久保伸治
水道局長	川本秀春	総務部次長兼総務課長	河相勉
経営企画部次長兼経営政策課長	木下英治	経営企画部次長兼宮島財源確保推進室長	阿比留彩子
経営企画部次長兼財政課長	田中耕二	宮島支所長	吉見圭一
環境産業部次長兼観光課長	村上雅信	税制収納課長	研谷浩樹
課税課長	平山勝秀	宮島まちづくり企画室長	清水俊文

このサイトの全ての著作権は廿日市市議会が保有し、国内の法律または国際条約で保護されています。

Copyright (c) HATSUKAICHI CITY ASSEMBLY MINUTES, All rights reserved.

~~~~~○~~~~~

開会 午後1時28分

○議長 ただいま出席議員が27名であります。定足数に達しておりますのでこれより議員全員協議会開会いたします。ここで報道関係者から写真、ビデオ撮影の申出がありますので、廿日市市議会委員会傍聴規則第8条の規定によりこれを許可いたします。本日の案件は（仮称）宮島訪問税についての1件であります。ここで市長から挨拶があります。

○市長 議員全員協議会の開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。まずは、9月議会提案させていただきました議案全て可決いただきましてありがとうございます。こういった、可決いただきました予算、案件につきましてははて速やかに執行してまいりたいと思います。全力で取り組んでまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。そして、今日の全員協議会ですが、（仮称）宮島訪問税の1件でございます。これまでも、皆様には御説明、御報告をさせていただきましたけれども、税制度の制度設計について、また原因者課税の考え方についてはもちろんですけども、今、特別徴収義務者といろんな協議を行っております。その中で、徴収方法等について現時点で議員の皆様にお示しできる範囲でお話しをさせていただきたいと思ひます。議員の皆様にはこの宮島の財源をどうするかといったところは非常に熱心な議論をいただいております。我々、執行部といたしましても議員の皆様には御理解いただけるようにしっかりと丁寧に御説明させていただきたいと思ひますので、どうぞ今日はよろしくお願ひします。以上です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 （仮称）宮島訪問税について

○議長 日程第1、（仮称）宮島訪問税についてを議題といたします。直ちに当局の説明を求めます。

○宮島財源確保推進室長 6月12日の議員全員協議会では、宮島財源確保検討委員会から報告のあった新しい財源確保策について御説明させていただきました。検討委員会からの報告の内容を市として検討した結果、（仮称）宮島訪問税を導入することとしております。このたびは、宮島訪問税の導入に向けて、協議調整を進めております内容について御説明させていただきます。

それでは、資料の右下にページ番号を振っております、1ページを御覧ください。応益課税から原因者課税への転換でございます。

1、過去2度検討された応益課税の課題でございます。

過去2度の検討では、受益のある者に税負担をお願いするという応益課税で、税導入の根拠として、世界遺産を擁する宮島の自然・歴史・文化を守り、次世代に継承していくため、観光地の質的向上を図るためを達成するために、宮島に入域する行為に課税すると、宮島地域の住民や通勤通学者にも課税されることとなり、税導入の理解が得られるのかという課題を解決できず、導入には至りませんでした。理解が得られない理由を考えてみますと、一般の宮島地域の住民にとって、例えば、宮島おもてなしトイレの整備などの観光地としての質的向上が宮島に暮らす住民の受益となるのか、観光地としての質的向上を図ることは、宮島地域以外の観光事業者にも受益が及ぶのではないかなど、受益が明確でないために、宮島地域の住民や通勤通学者を含めた納税者の理解が得られなかったわけでございます。

2、応益課税から原因者課税への転換でございます。

3回目となるこのたびの検討委員会では、外部アドバイザーや租税法、租税論の専門家のアドバイスを基に、原因者課税について検討を行いました。過去2度の受益のある者に税負担をお願いするという応益課税の考え方から、このたびの検討では、課税根拠を変えて、外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要の原因に着目して課税する原因者課税が検討されております。検討委員会としての結論も、外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要に必要な費用の一部を来訪者のみに求めることで、全国標準を上回る行政需要を発生・増幅させた原因者とはなり得ない、宮島に暮らしておられる住民との公平が保たれるとの結論が出されております。その報告内容を市で検討した結果、市として、原因者課税という考え方の宮島訪問税を導入することとしております。

次に、2ページを御覧ください。

宮島訪問税の構造でございます。

1、納税義務者の範囲でございますが、世界遺産を擁する宮島では、国際観光地としての受入環境の整備として、多くの来訪者が宮島に訪れることによって、写真で例をお示ししておりますが、宮島おもてなしトイレ等の設置・維持管理、宮島口の渋滞対策、大規模な旅客ターミナルの改修・維持管理、また、多くの来訪者の方の安全・安心を守るために宮島に住んでおられる方と同じように消防や診療所のサービスも提供しております。このような受け入れ環境の整備が求められ、宮島地域以外の者による外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は、下の図で言いますと、太線の上にありますように全国標準を上回る行政需要という位置づけで、宮島を来訪した際に、来訪者にその経費の一部を御負担いただくものでございます。基本的に、宮島地域以外の市民の方が、宮島を訪問する場合は、生活と一体ではないことから市外の観光客とともに受け入れ環境の整備などは、全国標準を上回る行政需要を発生・増幅することとなりますので、その財政需要の原因者となります。

次に、3ページを御覧ください。

2、宮島訪問税の効果でございます。

外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要について、原因者に費用の一部の負担を求めることで、次のような効果があると考えております。まず1つ目は、これまでも御説明してきましたが、外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要、例えば、宮島おもてなしトイレなどの設置や維持管理、宮島口渋滞対策など様々な行政需要を、安定的な財源であります宮島訪問税によって対応できることとなり、観光振興基本計画で掲げております一流の交際観光拠点の基礎となる行政サービスとして、観光地の質的向上や持続可能なツーリズムにつながっていくものでございます。2つ目が、9月議会の一般質問でも御答弁させていただきましたように、外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要について、今は市税や地方交付税で対応しておりますが、来訪者にその一部を宮島訪問税で御負担いただくことによって、その部分を市全体の施策や事業を実施することが可能となり、市民の福祉の向上の財源確保につながってまいります。宮島訪問税によって、観光地として基礎的で不可欠な行政サービスを安定した財源によって賄い、その上で宮島の自然・歴史・文化を守るためや観光の質的向上を図るために必要な経費のうち臨時的な経費は、同じく臨時的な歳入でありますふるさと納税やクラウドファンディングを活用し、安定した行政運営を目指すものでございます。

3、普通税の構築でございます。

普通税での構築を御説明するために、外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要を、便宜上、2つに分類しております。1つ目が、来訪・観光目的によって発生する行政需要で、具体例として、宮島おもてなしトイレの設置や維持管理、宮島口渋滞対策などのような、国際的な観光地でなければ、このような行政サービスを必要としないようなものでございます。2つ目は、一般的な行政需要、これは観光地でなくても市民の皆様に対し実施している行政サービスで、多くの来訪者が宮島にお越しになることによって、そのサービスの量が増幅するようなものでございます。具体例としては、大規模な旅客ターミナルの改修や維持管理などでございます。このように、外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は、必ずしも観光だけに限定される需要ではなく多岐にわたるため、あらかじめ事業を限定する必要のある目的税ではなく、様々な行政需要に柔軟に対応できる普通税で構築すべきと考えております。

次に、4ページを御覧ください。

このたび、原因者課税で構築した宮島訪問税について、宮島に訪問された方の意向を把握するためアンケート調査を実施しております。実施日時は、9月5日、土曜日、午後。場所は、宮島栈橋旅客ターミナル前の広場。対象は、帰路に就く観光客等で、旅客ターミナルに向かっている方にお声かけをしました。回答者の中には、宮島に住んでおられる方、通勤者もいらっしゃいました。方法は、聞き取りにより行い、冒頭に記載しております趣旨を説明しております。また、回答者が廿日市市民だった場合は、宮島に住んでおられる方は課税対象外で、それ以外の市民の方は訪問する際に課税対象となることを説明し、アンケートに御回答いただいております。回答者数は、404人でございます。

それでは、5ページを御覧ください。

2、アンケートの回答者の属性でございます。年齢、居住地、宮島への訪問目的、年間のおおよその来訪回数を集計したものを掲載しておりますので、御確認ください。設問3の来訪目的ですが、9割以上の方が観光・レジャーでした。

次に、6ページを御覧ください。

3、アンケートの集計結果でございます。宮島訪問税についての賛否を伺ったところ、賛成が93.1%との結果でございます。また、居住地、目的別にクロス集計した結果もお示しをしております。1)廿日市市内の宮島の住民の方7人全員賛成、2)宮島地域以外の市民の方につきましても、34人のうち30人が賛成、3)から5)廿日市市以外の広島県内や広島県外の方なども賛成の方が多くいらっしゃいました。

次に7ページを御覧ください。

3、アンケートの集計結果で賛成の意見の方のコメントを掲載しております。同じく8ページ、こちらで賛成の方の意見コメントを掲載しております。賛成の方の意見は、100円程度ならよい、受入環境の整備に使ってほしいなどが比較的多くございました。

次に9ページを御覧ください。

アンケート集計結果で、反対の方の意見です。宮島訪問税について、反対の方にはAからEの中からその理由を選んでいただいております。404人中、反対の方24名、その理由の約30%が訪問者が負担すべきではないを選択されております。訪問者が負担すべきではないを選択した方のコメントを、中段の右側に掲載しております。市として行うべき、県と市が負担すべき、お店から徴収すべきなどの意見でございます。選択肢のその他を選んだ方のコメントは、中段の左側に掲載しております。御覧のとおりでございます。なお、最後のほうに参考資料として、アンケート調査用紙と、税の使途について説明した資料を添付しております。

それでは、10ページを御覧ください。

宮島訪問税の条例の概要でございます。条例では、ここにお示ししております事項を定めることとなります。趣旨・課税の根拠では、地方税法第5条第3項を根拠として、普通税となります。定義では、この条例で使用する用語を定義し、具体的な

規定内容は今後、精査をしてみありますが、例えば、訪問者は、宮島に入域する者のうち、宮島住民・通勤通学者を除く宮島への入域者などと規定します。課税免除につきましては、課税対象者となる者のうち、小学生以下、障がい者を規定することとしております。減免につきましては、天災その他特別の事情がある場合、災害が発生した際に消防や自衛隊などが宮島へ行くときなどに課税免除を適用できるような規定をすることとしております。税率は、来訪者1人1回ごとに100円、年払い制度による税率は1人500円と規定いたします。徴収方法については、特別徴収と申告納付の2通りの方法とし、それぞれ手続の方法や特別徴収義務者の登録などの方法を条例に規定することとなります。最後、右下ですが、その他を御覧ください。こちらは、条例の附則に規定する内容でございます。条例の施行日は、規則で定める旨の規定をいたします。また、総務省が发出しております法定外税の新設または変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項を受けまして、条例施行後5年ごとに、社会経済情勢等の変化を勘案し、条例の施行の状況について検証することとしております。

次に、11ページを御覧ください。

徴収方法でございます。1、JR西日本宮島フェリー及び宮島松大汽船が運航しております生活航路の徴収方法の具体化でございます。現行の運賃の收受方法が、紙の乗船券、パスピー・イコカなどの交通系ICカード、定期券、回数券、ジャパンレールパスなどの企画券と種類が多く、さらに課税者・年払い・非課税者の3区分をそれぞれに組み込み、運賃と税の徴収を実施していただくこととなります。これらの運賃・税の支払いを含めた現場での改集札を確実に混乱なく処理する方法を、券売機等の駅務の機器メーカーにも問い合わせをしながら、JR西日本宮島フェリー、宮島松大汽船様と協議調整を行っているところでございます。また、運賃と税の收受方法とともに、それにかかるイニシャル・ランニングコストの費用負担についても協議を進めております。

2、観光航路における特別徴収の具体化でございます。これまで第3回目の法定外税の検討がスタートして以降、広島県旅客船協会に情報提供をしながら進めてまいりましたが、8月19日に、旅客船協会を通じて宮島に周航しております観光航路事業者の皆様にお集まりいただき説明会を実施したところでございます。御参加の事業者の皆様には、宮島における法定外税の必要性に御理解をいただいたところです。また今後は、各事業者様と個別に徴収方法の協議調整をしていくこととしております。

最後に、12ページを御覧ください。

スケジュールでございます。本日の議員全員協議会での説明後、広報はつかいち、各種団体への説明会、出前トーク形式による地域説明会で税の必要性について説明を行ってまいります。また、並行して、引き続き特別徴収義務者である船舶運航事業者と徴収方法について協議を進めてまいります。その調整がおおむね整いますと、税条例の骨子を作成いたします。その骨子について、パブリックコメントを実施し広く意見を聴取するとともに、特別徴収義務者と費用負担の協議を進めてまいります。その後、条例を上程し、議決を得ますと、総務大臣への協議書を提出し、総務省に設置されている地方財政審議会で審議された後に、同意を得ることとなります。そして、徴収に向けた工事、システムなどの改修をスタートし、条例の施行日を選んだ後には、税の導入の周知を行っていくこととなります。

以上が、(仮称)宮島訪問税についての説明でございます。

○議長 以上で説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○徳原議員 徴収の大きな目的というのが、いろんなところの行政需要ってやつがあるんですけど、大きな目的が世界遺産の歴史とか伝統文化を守るといことが基本的にあると思うんですけど、そういう場合、例えば世界遺産、市の持ち物であれば市が判断しながら税は使っていくということですけど、その所有者が例えば宮島厳島神社とか、いろんな歴史的な施設があると思うんですけど、そういうところの例えば改修とかいろんなことが起きたときに、そういうものに使いたいというようなことの検討なり、その手順なりというのは協議されましたか。意味分かりますか。

○宮島財源確保推進担当部長 御質問が多分宮島には多くの重要文化財がありますけれども、その修復のことについての経費にどうかというようなところだろうと思いますけれども、基本的に重要文化財については国・県・市、それと多分所有者の負担もある中で費用負担が決まって、それはちゃんと行政需要に入って、普通交付税のほうにも入ってやっておりますので、基本的にはそちらのほうで対応、修復については対応して、これまでどおり対応していくことになろうかというふう考えております。

○徳原議員 ということは今回、原因者課税というような形での徴収方法に変わったということで、ついやっぱり訪問者に説明するときに、この歴史・伝統・文化を守るといその大きな今までの目的を掲げたんですけど、それはどう税を納める人たちに説明をするのかというのは考えておられますか。

○宮島財源確保推進担当部長 重要文化財につきましては先ほどのようなシステム上なんですけれども、宮島には重要文化財だけではなくて、歴史的なもので守っていかなければいけなくて、その財源のないようなもの等もございまして、そこらあたりは今回は原因者課税で増幅する行政需要に充ててますけれども、その残ったところで財源が今度ありますので、そういった

ところを強化できると思いますか、そういったところにも逆に財源が充てられるようになって、宮島を守っていけるんじゃないかというふうに考えております。

○議長 ほかにありませんか。

○林議員 1ページのところで応益課税から原因者課税への転換というところで、前回の資料を見させてもらって、多分この検討会が始まったときのことを含めて、議会報告会等でされた反応とか、旅行業者とか関係者の反応も前回の資料にもあったんですけど、要は費用の負担を軽減してほしいということはそれぞれの要望事項であったんですね。だからそれはあくまでも軽減であって、非課税ということまではなかったように思うんですよ。そこがこの応益課税から原因者課税にその間に、例のとん税で軽減するためにはとん税を併用することでその軽減ということに対しては答えはあったんだろう思うんです、その時点では。そこの兼ね合いでそれをさらにとん税の考え方があるにもかかわらず、その原因者課税を取られたところの説明をもう少し詳しくいただけたらと思います。

○宮島財源確保推進室長 検討委員会等の開催中でも、いろいろ御要望や御意見を賜りまして、その中ではもちろん生活者として宮島に住んでおられる住民の方、また通勤・通学等で通われておられる方等がその税を負担する意味っていう部分が見いだせないというような御要望・御意見だったり、またそこに物流等で荷物を運んだり納品されておられたり、様々なビジネスや工事関係者の方等々のそういった業務として宮島に渡られる方々についても配慮が必要なのではないかと御要望等をいただいております、そこを勘案させていただいて、そういった御要望にお応えできる制度の構築の方法として、というかもともと宮島に今必要なこと、外からの来訪によって発生する行政需要という部分が一体誰が負担していただくのが真っ当であるかっていうところの議論の構築をしていく中で、それはあくまでも外から来られる方に御負担いただくということできれいに整理ができたというふうに思っております、そうなりますとそこに生活の大半の時間を過ごしておられるような宮島に住んでおられる住民の方、また通勤・通学者の方等はもともとその税の納税義務が発生しない方という形で整理させていただいて、また頻りに宮島に来られる生活の一部としてはないですけども、生活の一部ではあるんですけど、そこを大半を生活の一体として宮島に来られるっていうようなパターンではない、それでも度々宮島に来られる方についての配慮としては、年払い制度を設けさせていただいたところでの制度の中身をこのたび検討をしているという形になります。

○林議員 今説明いただいたんですけど、先ほど言いましたように、軽減という要望に対して多分総務省へ相談に行かれたときに、とん税の考え方があるということを知られてあったんですけど、そここのところで確かに言われるようにその見方を変えたら原因者課税ということで、ものすごい割り切り方もできるんですけど、廿日市市民の中で同じ市民税払っている中で、その間に線引きをするということに対して、ちょっとやっぱりわだかまりというんじゃないけど、なんとなくこう納得できない部分があるんですね。そうすると応益課税でとん税があるのであれば、そこが一つの解決策としたら一番納得性というんですかね、原因者課税というのはほんとに割り切って割り切らないとなかなか難しいところがあると思うんですよね。だからそこで割り切れんところも現実にはあると思うんですよね。だからこの検討委員会の中で先ほど言いましたように応益課税、軽減というところからすると、とん税の考え方ということがこの議論の中でならなかったのか。じゃなくてももう応益課税か原因者課税か、2つに1つというような形になっていったのか、その辺はどうなんかなと思って。その辺について経緯がもう一つ分かればお聞きします。

○宮島財源確保推進室長 軽減という形でのアプローチというよりは、そもそも誰が、例えばトイレの設置であるとか、夜間診療所の充実であるとかみたいなのところについて、誰のためにそれを、その行政需要が発生しているのか、誰に向けてのサービスなのかというところを整理しますと、それはもうそこに住んでおられる方、そこで生活しておられる方ではなくて、観光等で外から来られる方のために発生している行政需要であるので、そこについては外から来られる方に御負担いただくという整理をしております、宮島に住んでおられない廿日市市民の方については、もちろん住民税等自分で住んでおられるところで生活をするに当たっての税負担等はいただいておりますが、そこでまた非日常、生活として宮島に通われる方と同等に宮島に住んでおられる方はそこで暮らすための税負担をさせていただいていると。もちろん宮島以外に住んでおられる廿日市市民の方もそこで自分たちの住所地で暮らすための税を御負担いただいているのであって、そこで年に何回か等々で宮島に行かれるというのは生活として行かれるのではなくて、観光等々で行かれるというところで御理解をいただきたいというふうには思っております。

○議長 ほかにありませんか。

○栗栖議員 免除の部分です。小学生以下と障がい者ということに今されてるんですが、障がい者を免除にされた理由。団体から免除にしてくれという要望があったのかどうか、その辺についてお答えください。

○宮島財源確保推進室長 障がい者の方につきましては、公共交通等の運賃もいろんな配慮、半額等の配慮をされておられますけれども、そういったところと大体理由は一緒なんですけれども、社会参加や外出を促すといった形での課税免除の対象者にすべきというふうに考えております。

○栗栖議員 多分そういう理由なんだろうなっていうのは思ったんですが、私自身は逆に税っていう考え方から考えると、例えば控除はあるけど免除じゃないんですね。障がい者であっても所得がある方はちゃんと納税をしなきゃいけない。ただ障がい者手帳を持っているっていう部分での税控除は一般の健常者に比べては高かったり、例えば相続税なんかの免除基準も高

かったりっていうのはありますが、ただじゃないんです。ていうことを考えると、やはり障がい者の中でもしっかり納税するだけ儲けてる方も無料、ほんとに障がい者年金しかなくてほんとに苦しい人も無料っていうのはどうなのかな。一般に来られる方でも所得がすごく低くて厳しいのに100円払わなきゃいけない人もいるわけですから、それらを考えると私は小学生以下で統一して、障がい者であろうがなかろうが、障がい者だからただっていうのは違うのかなと思います。というのともう一つは、原因者課税っていう形で今回されてます。障がいのある方来られる場合はやっぱりどうしてもいろんな部分の配慮がいるわけで、それらに関わる原因者としてのその需要っていうのも相当大きいわけですから、逆に障がいがある方が来ても全然全く困らないと、ほんとに車椅子とかで大変な方でぜひ来てくださってと言われるようにおもてなしを上げていくのが大事であって、逆にただだから来てくださって話じゃないと思うんで、ちょっとここらはちょっと一考をするべきかな。これは逆に私自身も娘がそういう状況にいて、親の立場としてそう思いましたんで。

○宮島財源確保推進室長 おっしゃられるとおりかと思います。ちょっとそれはいろんな様々な御意見等が皆様お持ちだと思いますので、こちらちょっともう少し検討してみたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

○堀田議員 アンケート調査の結果なんですけど、通常の観光客よりも随分来島者が少ないこの時期にやらざるを得ない、コロナ禍があるわけですからね、それは分かるんですけども、この対象者人数でここに取っておられるいわゆるアンケートの結果、これの信頼性というか、あるいは現状にどれくらいまで合致しておるのかというところはどのようにお考えですか。

○宮島財源確保推進室長 このたび404人の方に御回答いただいております。統計学上にも一番多いときの460万人の来島者がいらっしまった等々のその数字に見合うその有効な回答数というところは、385ぐらいあれば統計学的に有効な回答数というような数字もございまして、それなら400以上の御回答を得ようということで、このたびアンケートを回収させていただいたところなんです。ですので、統計学的には数字的には十分な数字だというふうには思っております。

○堀田議員 あくまでも統計学上であって、全てのアンケート取る場合、そこに重点を置きながらやっていますよね。私が危惧するのは、本来この時期に来られる、いわゆる観光客っていうのは県内の方がほとんどだったんだろうかと思うんですよね。その辺のところでも広く浅く統計を取るという意味の中では、どの辺まで信頼すべきものなのかなということをお尋ねしました。

○宮島財源確保推進室長 確におっしゃられるとおりでいつものコロナの前等に比べましたら、県外の方よりも近郊の方の割合が多いのかとは思いますが、ただ実際この日、土曜日で天候も恵まれておりまして、ゴーツーキャンペーンも始まっているということで、県外の方が半分以上いらっしまって、51.5%いらっしまいました。平成30年度の観光統計等を見ますと、県外の方の割合が7割ぐらいということでちょっとその数字には届きませんでしたけれども、県外の方は半分以上が占めたということで、ある程度こちらはそういったところも反映できていないかとは思っております。また5割は超えておりますけれども、ちょっと県外の方の割合が少ないのではないかといたところもあるかとは思っておりますので、またウェブの調査等で補強させていただければと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

○山田議員 何点かあるんですが、一個一個聞いたほうがいいですかね。

○議長 1件ずつやってください。

○山田議員 これちょっと先ほども触れたんですが、このたびの制度の中に小学生が非課税で中学生は課税対象というふうになってるんですが、普通に教育義務という憲法の規定で考えると、小学生・中学生は非課税というのなら分かるんですが、ここに課税者と非課税者という区分を設けている合理性といえますか根拠が分からないので、まずこれをお聞きします。

○宮島財源確保推進室長 他の自治体等の入域等に係る税等もございまして、例えば沖縄の観光協力税を導入している伊是名村、こちらの高校生以下は非課税にしているんですけども、それは島の中に高校がないので、皆さん高校の入学の段階で島の外に出てしまっただけで実家とその下宿先の二重生活になってしまうっていうことに配慮して高校生を非課税にしているといったような、かなり事情がはっきり特別な事情がある場合に限ってそういった措置をしていると。他の宿泊税等、いろんな県・市導入されておられますが、どの宿泊税も全年齢にこだわらず皆さんから世代等にもかかわらず全て課税対象にしているといったところもございまして。こちらで小学生以下で線引きさせていただいたのは、今回特別徴収という形で船舶運航事業者等に運賃とあわせて税を徴収していただくといったところもございまして、大人運賃と小児運賃の線引きのライン、小学生以下というところにもあわせていただいたといったところもございまして。

○山田議員 これは質疑ではないんですが、徴収義務者の都合によって課税対象を行政が決めるというのはこれは本末転倒ではないのかと思います。しっかりと法的な根拠を持った上で、または税を頂くわけですから、その目的に即した形での課税対象はやはり考えるべきではないかと思っておりますので、これは機会がありましたらまたお話ししていただいたら結構です。それと2点目なんですけど、この税制を導入することによって果たしてその市当局は幾らぐらいの税収を確保したいのかというのがちょっと分かりかねますので、その辺を教えていただけたら。

○宮島財源確保推進室長 前回の6月の全員協議会また検討委員会の報告書等でも5年間のそういった宮島訪問税、原因者課税に基づく市で負担している財政需要の金額等をお示しさせていただいたかと思うんですが、そちらにかかる経費の一部をこの税で賄わせて、充当させていただければというふうに考えております。

○山田議員 確かに今宮島で発生している行政需要全てをこの税で賄うことは不可能であるとは認識しているんです。が、これまで総務省の指針もあるのですが、1回当たりの税額が100円、通年課税として500円というこははっきりしているんですね。こははっきりしているにもかかわらず、今協議中ではあるということなんですが、経費としてどのぐらいがかかるのかまだ分からないということですよ。私が思うのに、例えば5,000万円の税収が見込めるのであれば、やはり税を導入することによって、その経費は莫大にかかるわけなので、これは間違いなく税制を引くということは経費が一番かかります。それを考えたときに、仮に5,000万円が先ほど林議員の質疑にもありましたが、課税者区分をしていただくに相当するものなのか、もしくはもしそこを税ではなく協力金という形にすれば経費は削減されるので、もしかすればそのほうが収益的には上がる可能性もあるわけなんですよ。ですから市としてはどのぐらいの税収を見込みたいという指針は持っているいいのではないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○宮島財源確保推進室長 確におっしゃられること等は重々あれなんです。宮島訪問税という形でどうしても国際的な観光地である宮島には多くの方がいらっしゃいます。その多くの方を受け入れる環境整備を整えていくための費用という部分はどうしてもかかってくる。そこには必ずそこが何らかの事由で観光客数のいろいろ増減等はあるかと思いますが、外からの来訪者がある限りはそういった行政需要が発生するといった形になりますので、その部分は税という安定的な財源をもって充てるというところで制度を構築させて……

(山田議員「それは分かるんだけど」と
呼ぶ)

○山田議員 やはり私が心配するのは税ということになると確かに安定的という観点はあると思うんですね。来られた方から、もうこれは税というのは言い方は悪いですけど強制というか、来たら頂かないといけないわけなんで、そういった意味では確かに安定的です。が、反面リスクとしてかかる経費というのもこれも安定的にかかるわけですよ。であるならば、リスクマネジメントはきちんとしないといけないと思うんですね。一般質問のときにも言いましたけれども、合併当初、来島者数が約250万、それを考えたら以前聞かせていただいたときは430万人で、3億円の税収を見込んでます。これは恐らく経費は入っていないだろうと思うんですけども、私は正直言ってこれまでの東京オリンピックであるとか、国のインバウンド政策、こういった国の政策、または世界の動向によって観光者数が右肩上がりに増えていったという背景は必ずしもあると思ってるんです。今のところ来年オリンピックはやるという話は出ておりますけれども、その後のことも考えて宮島の観光客のポテンシャルは幾らと設定するのか。その上で経費がどのぐらいかかって、税収としてどのぐらいが見込めるのか。その見込める税収が果たして課税者区分を設けてやるに値する額なのかどうなのか、こういった様々なことを検証していかないといけないと思うんですね。ですからこういったところをきちんと示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○宮島財源確保推進室長 今御提案させていただいてます税率、1回の入域当たり100円、また複数回来られる、頻繁に来られる方については年払い500円という形で、非課税で今考えておられます対象者の推計値等で、来島者数、一度御説明させていただいたことがございますが、過去5年間の平均の430万人の来島者数であれば大体税収は3億円は見込めます。もちろんその中には徴収にかかる経費が差し引いたものではないところの税収となります。そこがまた300万人ぐらいでしたら約2億円前後で、200万人でしたら約1億円前後といった税収の数値が推計でございますが大体出てまいります。それにかかる徴収コストを今、特別徴収義務者となる船舶事業者様といろいろ徴収方法を検討しておりますが、もちろん全部税を取ったけれども全部徴収コストに消えてしまったみたいなことにはならないような徴収方法っていうのはもちろん検討はさせていただいております。

○山田議員 ですから、私が言いたいのは、今言われるのはこれまでの観光客数を見てのシミュレーションはされてるんだと思うんです。が、今私が言うのは、やはり税ということになると経費も安定的にかかるので、そういったリスクマネジメントもしっかりお示しいただきたいと、こういうことを申し上げているわけですが、どうでしょうか。

○宮島財源確保推進室長 確におっしゃられることは確実に御説明できるような状況にならないといけないと思っております。今、船舶事業者と徴収方法について詰めている段階でして、機器メーカー等々それにかかる費用というところの金額等もいろいろと精査しているところでございますので、それらの金額が御説明できる段階になりましたら、全体の調定額、税収にあったところでのそれにかかるコストはどのぐらいかというところを御説明させていただきたいと思っております。

○山田議員 次の質疑をさせていただきます。アンケートを見させていただくと、賛成の意見が約95%ということで、私がちょっと着目するのは、この賛成してくれた方の御意見なんです。中を見てみるとこれはどう考えても目的税のほうが即しているのではないかなと思うんですね。冒頭に執行者のほうからも説明ありましたが、確かに普通税ということにしたら、ほかの課税対象者である廿日市市民にほかの施策で使うお金の余裕が出てくるというのも理解はするんですけども、目的税にしてこれまで普通税から拠出していたものがこの目的税化することによってそこを普通税から拠出がされなくなれば、これはま

た普通税に余力ができるのでおっしゃることはどっちもどっちだと思うんですね。普通税にしようが目的税にしようが、その財源としてはあんまり変わらないと私は理解するんです。この賛成者の意見を見たら、目的税化がやっぱり即していると思うのが一つで、もう一つは課税区分を設けて普通税として徴収をするのでは、非課税者の枠があるわけで、要はダブルで網をかけとるわけですね、普通税を、分かりますかね、法定税と法定外税というダブルで網をかけてるということになりますよね、普通税に。分かりませんか。要は、宮島の方に全てが課税対象者ということで宮島の方からも税を頂きますよということになると、これは宮島の方が二重課税という懸念があります。ただ宮島の方を除いて税を導入して課税者区分を設けて普通税を頂きますということになったら、市外の方は除く廿日市市内の課税対象者がやはり同じく二重課税という懸念も残るんですよ。こちら辺をどのように法的に、または制度的に整合性を図っていかうとされておるのか、これをお聞きいたします。

○宮島財源確保推進室長 2つ御質問をいただいたかと思うんですが、まず目的税か普通税かということでございますが、普通税ではございますが、宮島の外からいらっしゃる皆様を受け入れるための環境整備に使うトイレであるとか、ターミナルの補強であるとか、ごみの処理であるとかみたいなところ等は、その部分は税を払っていただく方にもイメージしやすいところで、実際普通税といいながら、外から来られる方によって発生する行政需要に充てますよといった御説明はさせていただきますので、そこについては普通税であっても使い道としては分かりやすいといえますか、御理解いただけるのではないかと思います。また廿日市市民の宮島以外に住んでおられる方の二重課税というお話ですが、今お支払いいただいている市民税等につきましては、あくまでも自分たちの生活を維持していくための全国標準のどこに住んでもどこでも受けられるようなところのサービスのためにお支払いいただいている分で、新たに宮島訪問税という形で宮島に来られたときだけお支払いいただく税につきましては、そこについて御負担いただく部分はあくまでも全国標準を上回る行政需要、その部分についてを御負担いただくのは二重課税にはならないというふうに考えております。

○山田議員 要は普通税で賄おうとする行政サービス、例えば宮島口の渋滞対策等でいえば国や県の補助も出て、それから市税も当然裏財源として投入していく。これを普通税で税を徴収したからまた同じことをそれをやっていくということになると、私はこれ二重課税の懸念も十分あると思うんですが、ましてや宮島口の周辺の方たちは、観光によって訪問者が増加するにつれ、迷惑をされる方でもあり、かつ原因者として課税対象にもなる。ということはいささか税を抛出する人にもかかわらず、その対応をしてもらわなければならない。その対応は法定内税と法定外税という形、両方で抛出するということになりますので、この辺の矛盾は明確にさせていただきたいと思えますし、要は使途の問題ですね。私はこの原因者課税と応益課税、この問題とその目的税と普通税、ここはやっぱりなかなか市民の方や観光客の方に言っても専門的に勉強していただかないと分かりにくいところだと思うんですね。ただこれはやっぱり法的なものや制度的なもの、かなり深くかかわってきますし、これまで法定外税の導入に関して専門家の意見・知識を聞いたにも関わらず訴訟で行政サイドが敗訴したっていう事例は決して少なくはないので、この辺は慎重にやっていただきたいと思えます。これ要望として上げておきます。最後にアンケートについて伺いたいんですが、これ宮島に来られた方にアンケートを取られたようですが、やはり私はこれ観光に来られた方以外でも、廿日市の市民の方には一定のアンケート調査をするべきではないのかなというのがあります。それはなぜかという、今原因者課税ということで話を進めていく中で、私の認識では市民の方、宮島にお金がかかるのはこれは仕方がないよね、でもねっていうのがつく方がかなり多い。だからその何に引っかかっているのかというのが、恐らくこれは課税者区分ではないかと推察するわけですよ、私は。やっぱりこういうことはちゃんと説明した上で意見を吸い上げていくことは必要ではないかと思えますがいかがでしょうか。

○宮島財源確保推進室長 市民の皆様にご直接宮島訪問税についてまだ御説明する機会を持てずにおりましたところ、足りなかった部分もございまして、今後11月1日号の広報はつかいちで御説明させていただこうと思っております。また、10月に入りましたら市民向けの説明会等も計画しております、またそういったお集まりの機会の場に出向いていきますし、出前トークといった形でも御要望いただければこちらから御説明にまいるようなところで市民の皆様にご御理解をたまわりたいと思っております。

(山田議員「今日はこの辺にします」と
呼ぶ)

○議長 ここで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

休憩 午後2時27分

再開 午後2時38分

~~~~~○~~~~~

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中議員 市長さんにちょっとお願いといったら変なんだけど、一応宮島関係者として名誉にかけて一言申し上げておきますが、我々宮島、議長は言いにくいだろうから言わないけど、将来の宮島を随分昔考えたときに、財政が、産業がないから成り立っていかないということでもってポートルース場を造ったんですよ。この収益で宮島を維持していかうと。そういう目的で造って、今年度ポートルースの収益金7億ですよ、7億。それでももちろんこれは毎年あるお金じゃありませんけども、そう

ということが事情として、過去の事情としてあるんで、あんまり宮島が僕の印象が間違ってるかも分らんが、何かいかにもお荷物のような感じで聞こえてくるんですけれども、それはもちろんないと思いますけども、そういうことからして、宮島の町民へ課税をするというようなことはね、ちょっと僕何とかどうかかなと思ってるんで、ぜひ宮島の町民あるいは事業者・通勤の方には、これはもうフリーというふうなことを考えていただければと思いますがいかがですか。

○市長 ちょっと質問の趣旨が理解できなかった。いいというのはどういうことですか。宮島の人はいいいというのはどういうことでしょうか。宮島の人たちはもういいというのは。

○田中議員 ですから僕は財源確保は大賛成。当然島民からは頂かない、この二つを、そういう事情があるので頭に入れておいていただきたいと、そういう認識を各議員あるいは執行部の方も、ぜひ知っておいていただきたいということでございますが、いかがですか。

○市長 島民から頂かないようにということですか。まさに原因者課税という考え方でいけば、宮島の島民の皆さんというのは課税対象にはならないということでございます。これは宮島の人たちを外すために原因者課税というものがあるわけではありません。原因者課税という形がやはりこの税金を取るに当たって一番しっくりくるという考えの下で原因者課税にしました。その結果として、宮島の方たちが非課税になったということでございます。それとあとポートレース場、確かに今年7億繰入れをしました。これまでにない大きな繰入れです。だからといって、宮島のこの財源確保は必要ないじゃないかというのは私はまた別の議論なんだろうと思います。ポートレースでしっかり財源を確保した上で、また宮島でもやはりあれだけ世界から人を集める圧倒的な存在ですから、それを資源に税制度が確立できるのであれば、やはり地方自治体として究極の姿だと私は思ってますし、究極な行政改革だとも思っておりますので、しっかりそういったところはやっていきたいと思ってます。

○田中議員 そんなことはこれからこの件に関して、いろいろ議論が進んでいくんだろうと思いますので、あえて申し上げたんですけれども、僕の心情としては、これモラルの話ですけども、片や宮島の歴史の中でそういう事業を立ち上げて、今年年間7億さっき言いましたように、片やまた宮島に対して入島税取ると。何か二重取りじゃないけども、そういうふうな雰囲気宮島の人はいね、もちろん違うんですよ、違うんだろうけれども、宮島の人はいそういうふうに思われたくないということが一つの不安材料なんです。これ詳しいことが分からないから、情報がはっきり分からないから、そんなことがあってあえて質問しましたけども、その辺のことに留意をしていただいた上で、この議論は丁寧に進めていただきたいと思っておりますがいかがですか。

○市長 宮島の方たちへの丁寧な説明、当然させていただきます。この説明、市民に対する説明もこれから先ほどお答えさせていただきましてけれども、10月入ってから市民の皆さんの前へ出て行って、いろんなところで説明をさせていただく。当然宮島の方にも説明をさせていただこうと思っておりますし、宮島の皆さんには、やはり宮島のこれまでの歴史・文化そういったものを守って、自然といったものをこれまでも守っていただきましたし、これからもそういったものを守っていただく、宮島の皆さんにはいろんな意味で御負担をおかけしていることほんとに感謝を申し上げますし、これからもそういった大切な普遍的な価値を守るために宮島の方たちはしっかりあそこへ定住していただく。そのためのまた定住対策なんかもしっかりやっていきたいと思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

○井上議員 今のことで市民の皆様にも、もちろん廿日市市民全体が対象なんですけど、特に世界遺産の玄関口である1区は、人口5,000人を超えまして、今大野地域では1番の人口なんですけど、商店街の皆様もおられるし、また宮島が見えるということで住宅を買い求めた方もたくさんおられます。宮島ファンが多いんですけども、その大野1区でも地域説明会を開いて、今議会で問題になっている宮島町民の方からは取らないで、廿日市市民には頂くというその点の不公平感について感じるかどうか、民意を酌み取ってほしいと思うんですけども。特に宮島の祭りとかよく再々宮島に渡るとい方が多いもんですから、宮島以外の説明については1区を入れてほしいと思いますが、今そういった計画はどうなっておりますでしょうか。

○宮島財源確保推進担当部長 これから10月に入りまして、住民の方また経済団体等にも説明をさせていただくという話をさせていただきましたけれども、コロナ禍の中でございますので、多くの方に一度に來られてもいけませんので、一旦は各地域ごとの代表者の方、大野で言えば大野区長会理事会というのが、まず10月6日にある予定になってますので、まずそこで1区から11区の区長様にお話をし、もし御要望があれば出前トーク形式で御説明させていただきたいというようなお話をしております。廿日市地域については廿日市町内会連合会の会長様とお話をし、どこかの理事会で各地域の代表者の方がおられる会で一旦は説明をさせていただくと。吉和地域につきましては、10月1日にまちづくり座談会が市長が行かれて行くときに、一緒にお話をさせていただき、佐伯地域も同じようにまちづくり座談会の中でお話をさせていただいて御要望があればいつでも出向いていきますというようなお話をさせていただくという予定にしております。

○井上議員 先ほど栗栖議員の当事者家族としての意見を述べられてほんとに感銘を受けました。そしてちょっと今までの宮島の合併前のことなんですけど、宮島町が合併前から観光施設等の入館料等については、障がいのある方は所得にかかわらず非課税として、おもてなしの心というのをそれで出してきたと思います。国についても市についても、手当など金銭給付については所得によって区分をしていますけれども、今まで宮島に観光に來られた障がいを持つ方についてはほんとにおもてなしの観光というイメージを大切に、島の人たちの思いをつないできましたので、この思いをつないでいくのも行政の仕事だと思っております。その点を検証していただきたいというふう思うのですが、いかがでしょうか。

○宮島財源確保推進室長 障がい者の、障がいをお持ちの方に向けてそういったいろんな施設やいろんな機関等がどのような対応をされておられるのか、またほかの税の取扱い等々も含めまして、ちょっと改めてまた検討してみたいと思っております。

○高橋議員 10ページの条例の概要になるんですけども、一番初めの趣旨、課税の根拠なんですが、前回の全協後に会派で補足説明をしていただいた資料では、宮島訪問税の考え方、導入の目的は、世界遺産を擁する宮島の自然・歴史・文化を守り次世代に伝えることと、観光地としての資質向上ということが導入の目的というふうになってるんですが、私がこれで話をすると、なかなか原因者課税というのも分かりにくいということがあって、もう一層ほんとに自主財源確保のためにこの税を導入するんだと、この手段としてこの宮島訪問税をやりますよと。それについては原因者である方々に税を負担していただきますよっていうふうにはっきりやり替えたほうが、皆さんに分かっていただけるんじゃないかと私は思うんですが、まずその目的・趣旨・課税の根拠のところについてもう一度どういうふうを考えておられるのかお伺いをいたします。

○宮島財源確保推進室長 おっしゃられるとおりで、そもそものこの（仮称）宮島訪問税を導入するといったところでの目的・趣旨等を整理いたしまして、そこをどういう表現ぶりにさせていただくかというところは検討を進めたいと思っております。

○高橋議員 この間の青木先生のお話を聞いた中で、せっかくの地方自治体が持っている課税自主権をしっかりと行使されたらどうですかというのには私も確かにそうだなというふうに思いました。それで今言ったようなお話をしたんですけど、一つ見方を変えれば、他市の例を挙げては申し訳ないんですけど、例えば泉佐野市がふるさと納税でいろんな返礼品をいろんなことをやってお金を随分確保されてると。一部には批判もありますけれども、行財政改革という視点からするとあの町はあの町のやり方なんだなというふうなのがあって、広く市民に理解してもらおうと思ったらその不公平感、さっき言う島民と島民でない市民の不公平感を是正していこうと思ったらある程度そういった自主財源の確保が必要なんだと。それは広くほかの市民の方々にも使っていただけるんですよというぐらいの、平たい説明をされたほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、趣旨と課税の根拠についてはしっかりと考え直してください。あと、11ページの徴収方法になるんですけども、徴収に係ってイニシャルとランニングが大変な重要な課題にはなると思います。先ほども山田議員のほうからいろいろ質問がありましたけれども、一番初めにこの税を検討したときも、導入を見送った理由に、全国の発券機を改修しなければならない。かなりのイニシャルコストがかかるということで導入を見送ったという経緯があるんですけど、今回の徴収については、まずイニシャルについてどういうところをどう変えなければいけないのか、そこら辺のめどは立っているのか改めてお伺いをいたします。

○宮島財源確保推進室長 宮島に来島される方の95%が宮島松大汽船さんとあと西日本宮島フェリー、JRフェリーさんの2社のフェリーに乗って来島されるということで、この2社とのスムーズな運賃に上乗せした形での税徴収という部分を今一番時間を取って検討させていただいております。来島者の皆様、またフェリーの運航がとにかくそこは安全面という部分を確保して、混雑なくスムーズに運賃と税を徴収するというシステムをどういうやり方ですればいいのかということで、過去2回の検討につきましては、JRについては全国の駅でフェリーのチケットが買えるからその全部のシステムを変えなきゃいけないといったお話があったんですが、3回目の今回の検討につきましては、全国で買われるフェリー180円なら180円のチケットは引き続き同じように販売していただいて、そういったチケットをお持ちの方は税分の100円だけを宮島口でお支払いいただく。全く何もチケット等をお持ちでないお客様につきましては、運賃プラス税、定額で180円に100円を合わせた形でのチケットの購入であるとか、イコカ・パスピーで交通系ICカードで税プラス運賃を引き落としをできるといったところで、基本的には全国のシステムを改修するということは一切せず、宮島口でそのチケットをお持ちかどうか、事前にお持ちの方はプラス100円、お持ちでない方は100プラス運賃という形での税の徴収を、フェリー事業者と協議をさせていただいております。

○高橋議員 分かりました。となると逆に、宮島口で徴収を様々ないろんなパターンの方の徴収をするととなると、ほんとにかなり複雑な徴収の方法を取らなければならないということは、人がつかなきゃいけなくなりますよね。そういう意味では、今度ランニングがかなりかかってくるんじゃないかというふうに思うんです。特にJRと松大2社にお願いをしなければならないという意味では。その徴収方法についてなんですけど、それも今協議中で大体いつ頃にいいアイデアというか、めどが立ちそうなのかお伺いをいたします。

○宮島財源確保推進室長 検討委員会で検討していただいているときには、その検討委員会の下に徴収方法検討部会を設けさせていただいて、その場にJR宮島フェリー・松大汽船様に一緒にその徴収方法について検討させていただいて、検討委員会が終わった後も各社様と私も事務局のほうで、その徴収方法について引き続き詳細なところを詰めさせていただいております。基本的には宮島口で税をいただくといったところで、その部分を何か機械的なところで判別ができるようなところも導入できないかといったところで、後は改札が混まないようにできるだけ乗車券・交通系のICカード・ジャパンレールパス等の企画チケット等を、それぞれの券種に合わせた税の上乗せ方法という部分をできるだけチケット販売時点、改札を通る前の段階でしっかりそれぞれの属性に合わせた運賃と税といったところでの販売、定期券なら定期券をお持ちいただくといったところで、改札については基本的にはもうそういった判別等は終わっていて、できればどんどんもう改札は通っていただくだけ

みたいな形である程度システム化できるものはシステム化してという形で、できるだけ効率的な改札ができないかというふう
に検討を進めております。時間についてはもうしばらくメーカーのほう等とも協議を進めておりますので、もうしばらくお時
間いただければとは思っております。

○高橋議員 それと徴収方法については、今の話ですと例えば全国、よその地域で180円で買って来た。でもそれをそのまま通すわけにいかないんで、どこか機械かなんかで100円プラスをするような、もうひと手間かけて改札はスルーできるよ
うな方法にしたいということで、イメージとしてはそんなイメージなんですか。

○宮島財源確保推進室長 高橋議員のおっしゃられるとおりで、事前に運賃、そういった周遊券であるとか連絡切符である
とかそういった切符のお持ちの方はそれを一旦見せていただいて、その方だけに100円の税券を販売するといったところをシ
ステムティックにできれば、そこはある程度目視で確認するという作業は入りますが、そういった形で税券のほうを販売さし
ていただければと思っております。

○高橋議員 あと、先ほどから話では大体どれぐらいを税収のめどというか、観光客数をどれぐらいと見込んで徴収コストの
関係でどうなんだろうかという議論がありましたけれども、例えばランニングについて固定費で支払うのか、例えば税収にあ
わせて比率で例えば100円のうち何パーセントは徴収コストにかけるといようなやり方ができるのか。そうすると観光
客の人数に照らし合わせて、ある程度一定の額の税収が見込めると、安定的な税収が見込めるのではないかと思うん
ですけど、そういった税収に比例して徴収コストをかけるというような方法が検討できるのかどうか。それよりも定額でし
ていただくほうがいいのか、そこら辺のその徴収コストと税収の関係について再度お伺いをします。

○宮島財源確保推進室長 ランニングのほうもいろんな今回運賃に上乗せして税を頂くという形は全国でもまだ前例がない
ところでの方法になりますので、それにかかるコスト、ランニング等につきましてものどういった事務補助ができるのかとい
う部分はちょっとまだ協議中でして、そのあたりちょっとお時間をいただきながら中身について精査してまいりたいと思
っております。

○議長 ほかにございませんか。

○大畑議員 アンケートではおおむね好意的だったんですが、ただやっぱり反対意見も無視してはいけないと思うんです。
少数ではありますけれども、気になるのが客が減る、商売人が困るところなんですね。市民から聞いたことを前の全協
でも言いましたけれども、やっぱりお金を取ることで宮島を渡ったときに節約する気持ちが働いて、宮島で落とすお金が少
なくなったら本末転倒ではないかという意見もありましたので、その辺はどうなのかということ、観光客が増えても税収に結
びついてないところで国がどんどんインバウンドを進めて観光客が増えても、あまりお金を落とさない、税収に結びつ
かないということで減っている今、どういう観光の在り方がいいのかということ、それから経済波及効果がどうやったら得
られるのかということをやっぱり十分考えて、それと同時にこの財源確保も進めていかないといけないんじゃないかと思
うんですがどうでしょうか。

○宮島財源確保推進室長 このたび宮島訪問税（仮称）を導入させていただくに当たり、観光客数等を過去の他地域等のそ
ういった宿泊税等々観光に関わる税の導入によって入域等される方について、ほぼ影響がなかったといった例もござ
いますので、また今回のアンケート調査等でも賛成の方が多くいらっしゃったということで、それについて観光事業等に悪影響が出る
ということはあまり想定はできないのではないかというふうに思っております。逆に訪問税を導入することによって、し
っかり観光客の方を受け入れる環境整備ができて、またアンケートでも自由回答等で多数ございましたが、こんなに宮島が
きれいだったら税の負担はしてもいいといった御意見も多数ございましたので、それによって逆にもう観光客の皆様が安心・安
全な気持ちで宮島を訪れて来ていただけるような取組が進められるのではないかというふうに考えております。

○大畑議員 これから観光客に喜んでもらえるようになるということなんですが、私は今でも十分かなと思うんです。トイレ
が少ないとかそういうのはあると思うんですが、大体知人・友人を案内すると非常に喜ばれるので、やっぱりそこを大事にし
つつ、廿日市市民にいい効果のあるような観光施策をやっただけかというやっぱり理解が得られないと思いますので、よろ
しくをお願いします。

○議長 ほかにありませんか。

○広畑議員 今の原因者課税という考え方は自分はいろいろ考えるにそんなに悪くないって思ってるんですが、どうしても説
明で納得できないのが、やっぱり廿日市市民を分断するところにあります。今日の説明でも膨らむ訪問者の行政需要によ
って生じるところについての100円という話でありますけど、突き詰めて私も市民に説明するんですけども、説明しながら思
うところがあるんで、今日の話でも納得できなかったんであれですけども、結局廿日市市民はその130宮島にかかって、旧廿
日市、宮島以外は100だから30が100円として仮に考えた場合でも、宮島以外の方が宮島を訪れる廿日市市民が訪れた30が
100とすれば、もともと宮島、じゃけえ市民税を払っている廿日市市民からすれば、30だけ負担すればいいんだから、100
円の3分の1でいいんじゃないかとか、そういうふう思うんですよ。分かりますかね、じゃけえ分かんないのが、わしがおかし
いんかもしれんけど、廿日市市民以外の方が100円払うのであれば、それを基準にするのであればそれはそうなんだろう
ということであれば、100円必要なものであれば、廿日市市民はもともとそこに住んで宮島も廿日市なわけですから、市民税は払
っているわけですよ。だから宮島に行けば増額する部分というのが3割であれば、その100円の3分の1払えばいいのではな

いかなど。それでほんとに公平になるのではないかなというふうにも思うんですけど。じゃけえ、そうじゃないと、廿日市市民と市民以外の地域のひと、同じ100円ではこれはほんとに整合性がないのではないかなと思うことと、もう一点じゃあそこから先に。

○宮島財源確保推進室長 100円と30円、すみません、自分の頭の理解が追いついていないんですけども、100円はもう皆さんが普通に暮らしているときに必要なサービスを受けるために普段の生活で必要なところで受けるサービスのために100円、皆さんが平等にお支払いいただいているところの行政需要が100円。30円という部分は国際的な観光拠点として、あまりにもそこは普段のほんとに大きな国際的なターミナルが必要だったり、きれいなトイレが必要だったりということで、普通の生活以上では受けられないサービスを受ける分が30円、30という数字で、その30については普段の生活とはまた別物のサービスになるということで、そこの30についてはあくまでも生活として宮島に渡るのではなくて、国際観光拠点である宮島に渡る分で受けるサービス、普段の生活とは全く別物の30というサービスを受けるということで、そこは皆さん平等に生活者ではない方からは同じ金額100円を納税いただくというふうには考えております。

○広畑議員 そのところはもう分かるとるんですけど、じゃあ廿日市市民は30円でええんじゃないかっていう。じゃけえ入島税が100円なら30円でいいんじゃないかなっていう、私なりの論理があります。これはまた話しますが、もし分かってもらえないのなら長くなりますから。一方で宮島の方は特別委員会設置、賛成してもできなかったじゃないですか。じゃけえ待ってください、ほんまに。分からんこと多いんじゃないけえ、まだ。

(「それを特別委員会ですのような問題じゃないんよ」「ええけえ言え早う」と呼ぶ者あり)

納得したい。はいはい。宮島の方も一般的な行政需要においては私は受益を得ると思うですよ。宮島の人に、原因者でいいんですよ、原因者でいいんだけど、受益が今ゼロではないと思うですよ。そこのところを今の廿日市市民にも分かるように、宮島のほうからのなんかこう話がないと、それは宮島は関係ないよと、全部じゃあ廿日市市民だけが結果としては廿日市市民だけに負担する形がいいんだよという形は制度として分かるんだけど、でも宮島の人が受益を受けてないわけではないんで、その辺をどう整理するかっていうのは考えられてますか。

○議長 あなたの理論じゃなくて質問してくれませんか。

(広畑議員「いや、質問しましたよ。質問してます」と呼ぶ)

○議長 簡潔に。

○堀野副市長 このたびの仮称の訪問税につきましては、大枠は高橋議員が述べられたとおりだと思っております、財源確保です。それで、市民を分断ということなんです、宮島住んどる方は重伝建あたり見ても、すごく毎日日々の生活ですごく制約を受けたところで暮らしておられます。そしてまた伝統とか、いろんな慣習を守っていただいとる。そういう不自由さがあって頑張って宮島を守っていただいとると。ですから、そのほかの市民の方には宮島に行かれるときは、100円を負担していただいて、それを応援するというような形の考え方できないかと思っておりますし、回数の多い方は500円ということなんで。そしてそうして確保した税そのものは市民全員が恩恵を受けるんで、そこら辺をバランスよく説明できればいいなと思っておりますので、そういうところが主体になると思っております。

○広畑議員 はい。やっぱり公平でないといけませんが、今の話はまあ分かります、宮島の人が不自由にされとるのは。最後にもう一点ほどお聞きします。スケジュールの話、心配な点が3つあって、スケジュールの話なんですけども、これから条例を上げられて、実施ですよ。この前市長は実施について採算が確保できればいつでもやりたいような発言をされて少し驚いたんですけども、それは今の宮島の観光の状況とか、そういったやっぱり基準があると思うんですよ。たとえ条例は制定したとしても2021年度要するに来年度の施行なんで、今とても考えられない状態だと私は思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○市長 私が9月議会で徴税コストと比較してメリットがあればと言ったのは、460万にこだわられた質問されたことに対して分かりやすく答えたつもりではあったんですけど、以前から申し上げておりますように、当然、導入スタートの時期については関係者、当然議会の皆さんにも御相談申し上げたいと思いますし、そういった中で21年どうなんだという声が上がれば、それはそういった声には真摯に耳を傾けていきたいと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

○大崎議員 さっき話聞いてて、今JRって宮島口側では改札してないんで結構大変な作業になるのかなとは思ってはいるんですけども、青木先生の話の中で、課税・非課税の手続について、非課税者に対して手続をしないといった安易な形で免税が行われるのは望ましくないと。乗船場で納税をしていない人を見かけると不公平が行われていると勘違いが生じやすいからと。最後に効率化や徴税コストも重要だが、公平感を保つことも極めて大切。当然いろんな人がいろんなところから来るわけですから、非常に大切なことだとは思うんですけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○宮島財源確保推進室長 徴収方法については今、船舶事業者と協議中として、もちろん一般の方から見て、そういったこの人はなぜ税を払ってないんだみたいなところ等のそういった感覚を受けられる方がいらっしゃるかもしれないんですけど、できるだけそういった形にはならないように、完全にそこが一旦皆様から税を取ってという形は基本的には考えていませんが、そこは非課税・課税というところでスムーズに徴収できる方法について今、船舶事業者と協議を進めております。

○大崎議員 青木先生は一旦取って返したほうがいいんじゃないかっていうふうにいわれてるんですけども、ほんとに観光客の方に不愉快な思いをさせるのはちょっといかがなものかなと思いますので、その辺はしっかり御協議いただければと思います。あと、また青木先生がおっしゃられたことなんですけども、例えば毎日介護に行くような方から取るのはいかがなものかと、議会のほうでしっかり話し合っただけで決めてもらってはどうかというお話もありました。今の課税・非課税の区分が書いてある以外に、これからこれを検討していく余地があるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○宮島財源確保推進室長 課税免除につきましては、地方税法で公益上またその他の事由等で課税することが適当ではない方、課税することよりも課税しないことのほうが公平の原則よりも、そういった課税をしないという方をつくるということが公平の原則よりもその利益が上回る場合は、課税免除とすることができるというふうに地方税法ではございまして、そういった公益上またその他の事由等に該当するかどうかという部分は今後、検証、検討させていただければというふうに思っております。

○大崎議員 ちょっと頭が追いつかなかったんですけども、要は今から検討していく余地はあるということによろしいですかね。あと議長、続けて、もう1点気になるのが、やはりアンケートにも書いてありましたが、やっぱりこの税を徴収したことによって、ああ宮島変わったなというような印象を受けてもらわないとどうかなと思うんですね。やっぱり一番の問題はやっぱりごみ箱の問題ですわ。じゃあこのごみ箱が私が知ってる限り、私議員さしてもらって7年半、減ることはあれ増えることは絶対なかったんです。これについてはちょっと財源確保室じゃないのかもしれませんが、ずっと以前取ったアンケートでも、ごみ箱が圧倒的に少ないっていうのはずっと問題になってたんですけども、この辺はちゃんと税を徴収した後は余る余地はあるんでしょうか。

○環境担当部長 ごみ箱の設置につきましては、これまでも御説明をしてきたというふうに思っておりますけれども、過去の宮島の中のごみの取扱いにつきましても、いつ頃かはちょっと私は承知してないところがあるんですが、もともとはごみ箱は設置していた時代があるということの中で、ごみ箱の取扱いがごみ箱を置けばごみが増えてくる、ということの中で、ごみ箱を撤去してきた過去の経緯がある中で、現状では税をどうするかっていうのはあるかもしれませんが、ごみ箱を設置することは現状では考えてないと思っております。ただ、管理者として公園でありますとか、ターミナルでありますとか、そういう管理者において設置していくというのは今後あるのかなというふうには思っております。

○大崎議員 だから何回も言うとおりの、税を頂くわけですから、変わったなというようなところをアピールしないと、それはなかなか厳しいと思うんです。だからその辺は実際、私が知る限りですよ、ターミナルから水族館に行くまでごみ箱って2か所しかないですよ。ターミナルとおもてなしトイレだけ。あとないですよ、全く。そういう中で島に住んでおられる方も非常に御苦労をされていると思いますし、実際に、ごみの問題って深いですから、もっともっと検討しなくちゃいけないものがあるんですけども、それ一つの例なんです。要は宮島口のターミナルにしたって、自動販売機は設置したもののこれまたごみ箱がないと。喫煙所は以前であれば松大、JRにあったのがこれも撤去されてないと。やっぱりアンケートに書いてあるようなことはきっちりね、これがあったからやっぱり訪問税払ってもいいよねっていう形に努力していくことは必要不可欠だと思うので、その辺はやっぱり財源確保室と担当課が話し合っただけで、目的税じゃないのかもしれませんが、それはちょっと私たちが分かるようにいっていただければ、ああこれがあるから訪問税あるんだって説明ができやすいような形にしていただければなあとは思いますが、いかがでしょうか。

○宮島財源確保推進担当部長 宮島だけに限らず宮島の周辺、こちらの宮島口についても渋滞対策など様々な行政需要が発生しております、当然宮島の中に限ってもあそここの今の宮島の棧橋のターミナルの改修であったりとか、様々なことも税を活用しつつやっていかないといけないし、そういったごみの処理の関係も増幅するごみの処理のこともやっていけたらなというふうに思ってますが、そこは税収との兼ね合いもありますし、それとあと今後予想される、高橋議員がおっしゃられるような、市全体の財源が減っていく中で財源確保でもありますので、じゃあどこまでがこの税でできるかというのをちょっとなかなか予測は難しいですけども、やはり訪問者にもああ変わったなというようなところが見えるようなことは努力はしていきたいし、普通税であっても毎年何に使うかというようなこともちゃんと御説明できるようなことも議員の皆様にはお示しできるようなことを考えていきたいなというふうに思っております。

○大崎議員 よろしくお願ひします。あと最後1点、1ページ目にあるんですけども、真ん中の過去2度の検討の一番右側ですね。過去2度の検討の際、宮島住民等から税導入の理解が得られるのが課題であったと。宮島住民等にとってふさわしい受益がある税制なのか、他の地域に比べて暮らしやすくなるのかっていう疑問があって、ある意味これのアンサーが宮島まちづくり基本構想だったのかなと私は思ってたんですね。ただ一般質問でも言ったとおり、ほんとに大切な財源からそれが抜けてしまうっていう状況の中で、やっぱり短期目標として10年以内に掲げられてたフェリー代の助成っていうのは、やっぱり宮島で物価が高いっていうのは観光地だっていうこともあるかもしれませんが、当然フェリー代がオンされてしまうから高

くなるという現状があるわけですし、やっぱり住んでおられる方に利便性を図るのであれば、フェリー代の助成ってというのは大切だと思うんです。だから、いろんなことが絡んできて、いろんなことを今から勉強して総務常任委員会の所管事務調査でも聞いていこうとは思いますが、まずは宮島まちづくり基本構想が揺らいでないのかどうかだけはお聞かせお願いしたいと思います。

○堀野副市長 基本構想は、宮島をいろいろ考えていく上でその基本となるビジョンが欠けてるところの発想でつくっております。ですからこれは市民の方も巻き込んだ中の議論で、こうありたいということも含めて50年100年先まで見た計画になってるんですが、これは基本に据えてまいりたいと考えております。そうした中でこの税なんですけれども、先ほど言われました1ページのあれは1回・2回は生活視点と観光視点が分断せずに書かれてるというのを私は今見ても感じておりますけれども、そういう中で整理をして制度的にしっかり説明できるように整理したのがこのたびの条例の方向性だということをお聞きしたいと思っております。

○大崎議員 ちょっと分かりにくかったんですけども、要はそれはそれとして、これはこれとして、宮島まちづくり基本構想は計画に則って進めていくという認識でよろしいでしょうか。

○堀野副市長 このビジョンに従ってこれからも進めてまいります。

○井上議員 ちょっとさっきの大崎議員の意見に関係あるんですけど、大崎議員は観光客の皆さんのことをすごく考えてらっしゃるんですけど、実は私も28年宮島町役場に勤務しまして、そのときに商工会の皆さん、観光客の皆さんたちが昭和の終わりなんですけど、50年代からごみ箱を増やしました。それも手作りの木の、木製の手作りのごみ箱を観光客の皆さんのために増やしたんですけど、当時はまだ270万人ぐらいだったんですけど、もうごみ箱にごみの山で、巖島神社まで行く間にごみの山を見ながら神社に行くというような状況で、結局町議会と町民の皆さん、商工会とか観光協会の皆さんの申入れがあって、ごみの持ち帰り運動をしようということで、当時は宮島栈橋で下船されたお客様に対して、宮島町はごみの持ち帰り運動をしていますので御協力をという話をしておりました。そういった歴史的な今までの宮島の皆さんのおもてなしについて、やっぱり新しい廿日市になっても継承していくというところが、文化財とともにそうしたソフトの分野もいると思うんですが、このあたりについて今回また宮島町の皆さんと話すときに、このごみの問題についてもやっぱり聞いていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○堀野副市長 宮島を訪れた方が地域がきれいだと言われるのは、やはり一つはごみが整頓されているからだと思っております。ただ最近ではテイクアウトのものが増えて、そういうところでまた拍車がかかっているんだと思いますけれども、これは事業者の方にいろいろ、これも宮島を守るために何をするかという何かしらをしなくちゃいけないです。ですから、ごみ箱を置く、置かないという前にそういう作業はして、できたらこれも宮島の人の努力になってくると思うんですが、そういうのを引き出ししながら、御理解いただきながらごみのことも考えていきたいと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これをもって質疑を終結いたします。以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。これにて議員全員協議会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

閉会 午後3時29分